

表して大門委員が反対、たちあがれ日本・新党改

革を代表して片山委員が反対、社会民主党・譲憲連合を代表して福島委員が反対の旨、それぞれ意見述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二十三年度予算三案は賛成少数をもつていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(西岡武夫君) 三案に対し、討論の通告が

〔水戸将史君登壇、拍手〕

○水戸将史君
私は、民主党・新緑風会の水戸将史であります。

ただいま議題となりました平成二十三年度予算

三案に対し 会派を代表して賛成の立場から討論をいたします。

本題に入ります前に、この度の東北地方太平洋沖地震で犠牲になられた方々、御遺族の皆様に真心からの哀悼の意を申し上げますとともに、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

訴え申し上げたいことは、未曾有の国難ともいるべき大震災に直面した今、私たち国会議員は党派を超えて、一日も早く二十三年度予算案を成立させて執行することに全力を擧げる必要があるのではないかということになります。そしてその上で、

解いただきたいと思ひます。

い未曾有の大災害であります

大震災から復旧・復興するための補正予算を始めた
とした諸施策を野党の皆さんとの御協力の下、早め
に打ち出すのは当然の責務と考えます。

した喫緊の課題に対する御理解をいただきまして、残る予算案本体の裏付けとなる予算関連法案の早期成立にも是非御協力くださいますよう、心からお願いを申し上げます。

この度の一般会計で総額九十二兆四千億円に上る予算案は、成長と雇用を最大のテーマに掲げた

ほか、社会保障制度の維持を確かなものとし、成長戦略の本格的な実施によって持続的な経済成長の基盤を築き上げるために編成したものであります。

二二 平成二十三年度予算三案に深い御理解
御賛成討論をいたします。

にお願いし、被災地への救援・復興支援運動を全
党員挙げて展開しているところであります。
我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んで
いくことをお誓いいたします。

○議長(西岡武夫君) 衛藤晟一君
〔衛藤晟一君登壇、拍手〕

にお願いし、被災地への救援・復興支援運動を全
員挙げて展開しているところであります。

我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んで
いくことをお誓いいたします。

一方の政府は、初期対応の遅れ、情報の混亂、
指揮命令系統の不統一などで対応が後手後手に回

○衛藤晟一君 私は、自由民主党を代表して、た
だいま議題となりました平成二十三年度予算三案

一方の政府は、初期対応の遅れ、情報の混亂、指揮命令系統の不統一などで対応が後手後手に回り、極めてお粗末な対応に終始しています。國家の危機ですから、我々は混乱に拍車を掛け
いくことをお誓いいたします。

我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んで
まいりたいと思います。

党員挙げて展開しているところであります。

にお願いし 被災地への救援・復興支援運動を全

について、反対の立場から討論いたします。

にお願いし、被災地への救援・復興支援運動を全員挙げて展開しているところであります。我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んでいくことをお誓いいたします。

一方の政府は、初期対応の遅れ、情報の混乱、指揮命令系統の不統一などで対応が後手後手に回り、極めてお粗末な対応に終始しています。国家の危機ですから、我々は混乱に拍車を掛けることはしませんが、ただ一つ、総理の初動に看過できない問題点があつたことを指摘しておきま

た皆様に対しまして心から御冥福をお祈りし、またお見舞いを申し上げます。

にお願いし、被災地への救援・復興支援運動を全員挙げて展開しているところであります。我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んでいくことをお誓いいたします。

一方の政府は、初期対応の遅れ、情報の混亂、指揮命令系統の不統一などで対応が後手後手に回り、極めてお粗末な対応に終始しています。

国家の危機ですから、我々は混乱に拍車を掛けることはしませんが、ただ一つ、総理の初動に過ぎできない問題点があつたことを指摘しておきます。

震災の翌日、総理は早朝から官邸を離れ、自衛隊へりで福島原発の事故現場、宮城県被災地を視

二十六日現在で死者は一万一千六十三人、行方不明者は一万七千三百三十九人、また直接的な被害総額は、原発の影響を含めずに二十五兆円に上ると試算されています。かつて経験したことのない

にお願いし、被災地への救援・復興支援運動を全
党員挙げて展開しているところであります。
我が党は、今後とも国民の皆様とともに歩んで
いくことをお誓いいたします。

一方の政府は、初期対応の遅れ、情報の混亂、
指揮命令系統の不統一などで対応が後手後手に回
り、極めてお粗末な対応に終始しています。

国家の危機ですから、我々は混乱に拍車を掛け
ることはしませんが、ただ一つ、総理の初動に看
過できない問題点があつたことを指摘しておきま
す。

震災の翌日、総理は早朝から官邸を離れ、自衛
隊へりで福島原発の事故現場、宮城県被災地を視
察されました。このため、官邸で緊急災害対策本
部会議が開催されたのはお昼前と、半日も遅れた
初期対応だつたのです。

しかも総理は、緊急対応に追われている原発現

場の負担や混乱も考えずに視察を強行されました。自らが現場の危険性や緊急対応の状況も考えずに直接の現場に行くという軽挙妄動、愚かな行動は、最高指揮者としての自覚がなく、危機意識が全く欠落しています。

さらに、日赤総裁も参加する中央防災会議がいまだに開催されておらず、官民の英知を結集して対応の基本方針や対策の優先順位付けが行われないまま場当たり的な対応に終始しています。

今日の災害対策が後手後手に回ったのは、この総理の初動の誤りからきているのであります。

この国会を振り返りますと、予算審議が歳入関連法案のない中で進められるという極めていびつな状態にありました。参議院では特例公債発行法案などは否決されるから送るのを遅らせるという、政府の誠に身勝手な判断によるものです。この点、政府に猛省を促しております。

同時に、この非常事態にあつては予算の採決に応じますが、必要不可欠の集中審議等は四月以降に先送りしたことを明言しておきます。政治と金、外交防衛、経済・財政、マニフェスト問題など、追及すべきテーマは数多く残されているのであります。

さて、参議院での予算委員会を通じて国政上あまたの問題があぶり出され、菅政権にはとても政権運営を任せておけないことが明白となりました。今回の予算に限らず、菅内閣の体制、政策は

国民の立場から見て賛成できないのです。

具体的に述べますと、まずは、自由民主党の比例代表で選出された与謝野氏の入閣問題です。全く筋の通らない、有権者、国民への背信行為です。

政治と金の問題に関しても疑惑は深まるばかりであります。

小沢元代表が強制起訴されました。総理は、国民誰もが望んでいる疑惑の解明、証人喚問の実施に関する全くリーダーシップを發揮していません。

また、藤井総理大臣補佐官は、自由党と民主党の合併時、使途不明になつて十五億円の大金

の領収書に署名をしている可能性が極めて高いことが明白になつてまいりました。

枝野官房長官に関しては、JR総連やJR東労組からの献金問題が指摘されています。

野田財務大臣、蓮舫大臣についても、脱税関連企業からのパーティ券の購入が明白になりました。

た。

あります。

このほか、主婦年金、すなわち三号被保険者の救済問題について、厚生労働省の取り返しの付かない失政が浮き彫りになりました。救済策については、大変な不公平を招いています。法改正ではなく課長通知で済ませている点、細川大臣と長妻前大臣の責任問題など、解明、改善されなければならぬ問題が数多く残っています。

さらに、防衛省の事務次官通達問題に関する問題をはらんでいるとの厳しい指摘がなされました。しかし、北澤防衛大臣は逃げの答弁を繰り返すばかりであります。

政策的には、菅内閣の大きな柱に位置付けられた社会保障と税の一體改革をいかに進めるか、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定を本当に進めつむりかなどに關しても、菅政権はやると言つただけで、具体的にどう進め、どのような結論を導き出そうとするのか、明確に提示していません。

特に子ども手当については、少子化対策という所期の目的から大きく懸け離れたばらまきです。

子供の将来のための貯蓄、保険料は四十数%と圧倒的な比重を占め、親の遊興費などに使われているとの話も後を絶ちません。政策効果の薄いばかりまき四K政策を撤回することで、我が党の試算では二・七兆円もの財源が確保できるのであります。

特にTPPに関しては、二十三日の予算委員会公聴会で京都大学の藤井教授は、被災地にTPPによる安い農産品の津波が来襲すれば壊滅的な被害を受けるのは必定だ、政府は直ちにTPP交渉不参加を表明すべきだと主張し、与野党議員から大きな拍手、声援を受けたのであります。

以上述べましたように、予算審議の中であらかじめ提出した予算に反対するのは当たり前のことになつた問題に関して、何ら解決されず、解決の

道筋さえ示されないので予算に賛成するわけにはまいりません。

二十三年度予算の内容に関しても、とても贅同できるものではありません。予算が衆議院で可決された際に我が党は予算の組替え動議を提出しましたが、その中ではつきりと政府案の問題点、修正是すべき点を述べております。

ばらまき四K、すなわち、子ども手当や戸別所得補償、高校授業料無償化、高速道路無料化に関する問題をはらんでいます。

さて、主婦年金、すなわち三号被保険者の救済問題について、厚生労働省の取り返しの付かない失政が浮き彫りになりました。救済策については、大変な不公平を招いています。法改正ではなく課長通知で済ませている点、細川大臣と長妻前大臣の責任問題など、解明、改善されなければならぬ問題が数多く残っています。

政策的には、菅内閣の大きな柱に位置付けられた社会保障と税の一體改革をいかに進めるか、TPP、環太平洋戦略的経済連携協定を本当に進めつむりかなどに關しても、菅政権はやると言つただけで、具体的にどう進め、どのような結論を導き出そうとするのか、明確に提示していません。

特に子ども手当については、少子化対策という所期の目的から大きく懸け離れたばらまきです。

子供の将来のための貯蓄、保険料は四十数%と圧倒的な比重を占め、親の遊興費などに使われているとの話も後を絶ちません。政策効果の薄いばかりまき四K政策を撤回することで、我が党の試算では二・七兆円もの財源が確保できるのであります。

また、本予算では、公共事業に関してはコンク リートから人への空虚なスローガンがまだ生きています。今後、補正予算の編成によって公共事業は拡充されるでしょうが、この予算は全く現在の状況を反映していません。災害復旧事業費や学校耐震震

員議長に私、林芳正が、副議長に岩城光英君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、中井治君が協議委員議長に、中川正春君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなつておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の中井治君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側から、二十三年度予算は、成長と雇用を重視し、新成長戦略を着実に実施するものであること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、東北地方太平洋沖地震による被害への対応のため、本予算を速やかに成立させる必要があるとの発言がありました。

次に、本院側から、震災の復旧・復興に巨額の財源が必要となるにもかかわらず、マニフェスト施策の修正・撤回が行われていないこと、雇用拡大や経済成長に資する内容になつていないこと、公共事業を大幅に削減するなど地方を軽視していること等の理由により、否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられました。その後、懇談に入りましたが、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君） 平成二十三年度一般会計予算外二案につきましては、両議院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員 竹谷とし子君
吉田 忠智君
山本 博司君
石川 博崇君

議員 山内 徳信君
森田 高君
秋野 公造君
西村まさみ君

議員 自見庄三郎君
鶴井亜紀子君
吉川 沙織君
外山 斎君

議員 横山 信一君
有田 芳生君
浜田 昌良君
梅村 聰君

議員 山本 香苗君
福島みづほ君
水戸 将史君
横峯 良郎君

議員 行田 邦子君
加藤 修一君
藤谷 光信君
室井 邦彦君

議員 川上 義博君
一川 保夫君

林 久美子君	魚住裕一郎君	水岡 俊一君	棲葉賀津也君
松 あきら君	荒木 清寛君	岩本 司君	鈴木 寛君
小林 正夫君	大石 尚子君	今野 東君	広野ただし君
中村 哲治君	佐藤 公治君	中野 健二君	平田 健二君
木庭健太郎君	白浜 一良君	羽田雄一郎君	輿石 東君
山口那津男君	草川 昭三君	小川 敏夫君	加藤 敏幸君
藤原 正司君	谷 博之君	長浜 博行君	
高橋 千秋君	増子 輝彦君	直嶋 正行君	
福山 哲郎君	櫻井 充君	大野 元裕君	
小西 洋之君	石橋 通宏君	中原 八一君	長谷川大紋君
江崎 孝君	谷 亮子君	難波 瑞二君	
糸数 慶子君	安井美沙子君	中西 祐介君	
松浦 大悟君	小見山幸治君	中谷 智司君	
植松恵美子君	西村まさみ君	舟山 康江君	
松浦 大悟君	吉川 沙織君	塚田 一郎君	
植松恵美子君	外山 斎君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
相原久美子君	梅村 聰君	塚田 一郎君	
藤原 良信君	吉川 沙織君	舟山 康江君	
佐藤 正久君	西村まさみ君	塚田 一郎君	
大河原雅子君			

官 報 (号 外)

平成二十三年三月二十九日

參議院會議錄第八号

議長の報告事項

國務大臣	山本	一太君	谷川	秀善君	中山	恭子君	田村	智子君	石井	浩郎君	松田	公太君	青木	一彦君	舛添	要一君	紙	智子君	藤井	孝男君	桜内	文城君	中村	博彦君	野村	哲郎君	猪口	邦子君	柴田	巧君	愛知	治郎君	金子原二郎君	江口	克彦君	橋本	聖子君	岩城	光英君	鶴保	庸介君	川田	龍平君
	内閣總理大臣	菅	直人君	水野	賢一君	小野	次郎君	岸	宏一君	山崎	力君	松村	龍二君	市田	忠義君	寺田	典城君	有村	治子君	加治屋義人君	治郎君	典城君	井上	哲士君	中西	健治君	松村	祥史君	二之湯	智君	片山虎之助君	大門実紀史君	片山さつき君	赤石	清美君	荒井	廣幸君	磯崎	仁彥君	上野ひろし君	渡辺	猛之君	溝手

官 報 (号 外)

草川 昭二君	横山 信一君	津島 恭一君	三日月大造君	要領書
片山虎之助君	中山 恒子君	下地 幹郎君	後藤 斎君	一、委員会の決定の理由
議院運営委員 辞任	平山 誠君	平成二十三年度政府関係機関予算	平成二十三年度一般会計予算	平成二十三年度一般会計予算、平成二十三年
今野 東君	牧山ひろえ君	補欠	否決されたので、国会法第八十五条により両院協	度特別会計予算及び平成二十三年度政府関係機
金子 恵美君	平山 誠君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	議会を開くことを請求する旨の請求書を受領し	関予算並びに平成二十三年度財政投融資計画
平成二十三年度政府関係機関予算	福島みづほ君提出	公教育における原子力ボスター「コンクール」への参加に関する質問主意書(福島みづほ君提出)	た。	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
(第二二三号)	同日議長は、ファザル・ハーディ・ムスリムヤール・アフガニスタン・イスラム共和国上院議長より、同議長のアフガニスタン・イスラム共和国上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。	本日本院は、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。	平成二十三年度一般会計予算	手当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
同日議長は、十一日発生した東北地方太平洋沖地震に際し次の各議会議長より見舞状を接受するとともに、これに対し、各議会議長宛礼状を発送した。	岩城 光英君	副議長 岩城 光英君	平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会報告書	くための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
ファイリピン共和国 アフガニスタン・イスラム共和国	ホアン・ポンセ・エンリレ上院議長	世耕 弘成君	本日本院は、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
ラム共和国 長	水野 賢一君	丸川 珠代君	平成二十三年度一般会計予算	手当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。	加藤 修一君	長沢 広明君	平成二十三年度特別会計予算	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
平成二十三年度一般会計予算	井上 哲士君	井上 哲士君	平成二十三年度政府関係機関予算	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
平成二十三年度特別会計予算	若泉 征三君	城井 崇君	右は賛成少数により否決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
平成二十三年度政府関係機関予算	中井 治君	中川 正春君	平成二十三年三月二十九日	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
参議院議長 西岡 武夫殿	予算委員長 前田 武志	審査報告書	平成二十三年三月二十九日	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
歳出面では、新成長戦略の実現のために真に	若泉 征三君	城井 崇君	平成二十三年度政府関係機関予算	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者
平成二十三年三月二十九日 参議院会議録第八号 議長の報告事項 平成二十三年度一般会計予算 平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度政府関係機関予算	平成二十三年三月二十九日 参議院会議録第八号 議長の報告事項 平成二十三年度一般会計予算 平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度政府関係機関予算	平成二十三年三月二十九日 参議院会議録第八号 議長の報告事項 平成二十三年度一般会計予算 平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度政府関係機関予算	平成二十三年三月二十九日 参議院会議録第八号 議長の報告事項 平成二十三年度一般会計予算 平成二十三年度特別会計予算 平成二十三年度政府関係機関予算	は、(1)雇用を増やし、経済成長の要としているための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにする、(2)子ども当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者

有効な施策について、重点的な予算配分を行うこととしている。

これらの結果、平成二十三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九十二兆四千百十六億三千百七十一万五千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百三十二兆六千八百六十八億八千三百六十六万円、歳出二百二十兆二千七百五十四億六千四百四十六万二千円である。

特別会計の数は、二十二年度末で登記特別会計が廃止されることから、前年度から一減少して十七となる。

また、政府関係機関の数は、沖縄振興開発金融公庫ほか二で、前年度と同数である。

右の措置は、財源の裏付けがないままに効果が不明確なマニフェスト施策を推進するものであること、経済成長への配慮を欠いていること、疲弊する地方の活性化策が不十分であることなどから、適切な予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

平成二十三年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月一日

衆議院議長 横路 孝弘

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右は本院において可決した。

右は本院において可決した。

右は本院において可決した。

農林水産委員長 主濱 了

右は本院において可決した。

本法律案は、昨年四月の宮崎県における口蹄疫の発生、同年十一月以来の高病原性鳥インフルエンザの続発等、最近における家畜の伝染性

疾病をめぐる状況の変化に鑑み、家畜防疫を的

平成二十三年度特別会計予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月一日

衆議院議長 横路 孝弘

確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興

そのため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。

都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保すること。

八、家畜の所有者等に対する手当金等について、

口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。

九、特定家畜伝染病に関する家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失

の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。

十、特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫

三、家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における

防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確

実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

四、家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。

五、家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。

六、都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。

七、都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保すること。

八、家畜の所有者等に対する手当金等について、

口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措

置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。

対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。

十一　国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、國の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。

十二　国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。

十三　野鳥　天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかることが発見された場合

合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

（小字及び
は衆議院修正）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

入検疫（第三十六条—第四十六条） 第四章
（第四十七条—第六十二条の五） 第五章
（第六十三条—第六十六条） 第六章
（第七章） 第七章
輸出入検疫等（第三十六条—第四十六条の四） 第四章
病原体の所持に関する措置（第四十六条の五—第四十
五） 第五章
雜則（第四十七条—第六十二条の六） 第六章
罰則（第六十三条—第六十九条） 第七章

○、「第五章」を「第六章」に、「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に、「第六章 罰則（第六十三条—第六十九条）」に六条の二十二（一）に〇改める。

条」を「第七章 罰則（第六十三条—第六十九条）」に

第一条第一項の表二十六の項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十五の項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「ニユーカツスル病」の下に「（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）」を加え、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項を同表二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

二十五 低病原性鳥インフルエンザ

鶏、あひる、うずら

第二条第一項の表中二十二の項を二十三の項とし、十九の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項の次に次のように加える。

十九 小反芻獸疫

めん羊、山羊

第二条第二項中「鼻疽又はアフリカ豚コレラ」を「豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥イン

フルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第三条中「第六十条」を「第六十条の二」に改める。

第三条の二の見出しを「（特定家畜伝染病防疫指針等）」に改め、同条第一項中「検査、消毒」を「家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定する

に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴

くとともに、都道府県知事の意見を求めるなけれ

し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒

及び」に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴

くとともに、都道府県知事の意見を求めるなけれ

し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒

及び」に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴

くとともに、都道府県知事の意見を求めるなけれ

し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒

及び」に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴

くとともに、都道府県知事の意見を求めるなけれ

し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒

及び」に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴

くとともに、都道府県知事の意見を求めるなけれ

官報(号外)

地からの助言その他の援助を行うものとする。

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第三条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項に規定するもののほか、同項の農林水産省令で定める家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜の種類並びに地域及び期間を指定し、当該家畜伝染病について、その発生の状況に応じて必要となる措置を緊急に実施するための指針(次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。

第五条第一項中「第四項」を「以下この条」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「又は」を若しくはに改め、「報告」の下に「又は第十三条の二第五項の規定による判定の結果」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜以外の動物が第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、又はかかる疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾病が当該動物から家畜に伝

染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。

第八条の二次に次の一条を加える。

(消毒設備の設置等の義務)

第八条の二政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令で定める施設及びその敷地(農林

水産省令で定める敷地を除く。)の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

2 前項の設備が設置されている同項の施設に入

る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設に持ち込む物

品であつて農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。

3 第一項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第十条を次のように改める。

(伝染性疾病の病原体により汚染された場所の消毒等)

条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかっていることが発見された場合において、当該

伝染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあるときには、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該

伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかることがあると発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所(これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。)とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

第十二条の三第一項中「について」の下に「そ

の飼養規模の区分に応じ」を、「に係る衛生管理」の下に「(第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他

の措置を含む。以下同じ。」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第十二条の四第一項中「都道府県知事は」の下に「前条の指導又は助言をした場合において」を、「所有者が」の下に「なお」を加え、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に次の二条を加える。

(定期の報告)

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽

数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況について、当該家畜の頭羽数及び当該家畜の頭羽数を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る事項を当該家畜

5 指定地域及び指定家畜の指定があつたとき

三 指定家畜の死体

めに必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

備を設置しなければならない。

当該指定地域内において指定家畜を所有する者

畜に改め、同条に次の二項を加える。

5 家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する場合には、当該消毒が終了後

該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省
疫員に要消毒倉庫等を消毒させる場合には、当
都府県知事は第三項の規定による家畜附

き血を命ずるものとする。

は埋却が的確かつ迅速に実施されるようとする

するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。

6 令の定めるところにより、家畜防疫員に同項の
設備を設置させなければならない。

はその所在が知れないと同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができる。

7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産省の他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるよ

大臣及び市町村長に対し、協力を求めることが
できる。

きは、当該指定地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。

第二十五条第一項本文中「施設」の下に「(以下
要消毒畜舎等」という。)を加え、同条第二項中

8 前項の規定による解除には、第三項及び第四項の規定を準用する。

「前項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設」を「要消毒畜舎等」とし、「同項ただし書」を「前項

第十八条中「又は疑似患畜」を「疑似患畜又は指定家畜」に、「前二条」を「前三条」に改める。
第十九条中「第十七条」を「第十七条第一項若し」
くは第十七条の二「第五項」に改める。

ただし書に、「当該施設」を「当該要消毒畜舎等」に改め、同条第三項中「第一項の施設(同項ただし書)」を「要消毒畜舎等(第一項ただし書)」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十一条第一項中「掲げる患畜又は疑似患畜」を「掲げる家畜」に改め、同項第一号中「アフリカ力馬疫」の下に「小反芻獸疫」を、「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同項に次の二号を加える。

要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定によ
る消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定
めるところにより、当該要消毒畜舎等及びその
敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出
入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するた

る命令に従つてすべき消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒倉庫等及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設

あつて農林水産省令で定めるものを設置してい
る場所を通行する者は、農林水産省令の定める
ところにより、当該設備によるその身体及びそ
の場所を通過させる車両の消毒を受けなければ
ならない。

(消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務)

2 前項の設備は、家畜伝染病の急速かつ広範囲な蔓延を防止するため特に必要があると都道府県知事が認める場合に設置するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の設備が設置されている場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

第二十九条中「及び疑似患者」を、「疑似患者及び指定家畜」に改める。

第三章に次の二条を加える。

(発生の原因の究明)

第三十五条の二 農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。

〔第四章 輸出入検疫〕を「第四章 輸出入検疫等」に改める。

第四十六条の四 動物検疫所長は、前二条の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるとときは、外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長(長に代わってその職務を行う者があるときは、その者)又は港若しくは飛行場の管理者(次項において「船舶の所有者等」という)に対し、第四十六条の二の質問に関する書類の配布、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第四十六条第一項中「第十四条」の下に「から第十七条まで、第十八条」を加え、第四章中同条の次に次の二条を加える。

(入国者に対する質問等)

第四十六条の二 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて來た者(次条において「入国者」という)に対して、その携帯品(第

四十四条第一項若しくは第二項又は第四十一条の検査を受けた物を除く。以下同じ。)のうちに要

消毒物品監視伝染病が現に発生している外国の地域において使用された物品であつて家畜防

疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次条において同じ。)が含まれてゐるかどうかを判断するため、必要な質問を行ふとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(入出国者の携帯品の消毒)

第四十六条の三 家畜防疫官は、前条の検査の結果、入出国者の携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該要

消毒物品を消毒することができる。

(協力の要請)

第四十六条の四 動物検疫所長は、前二条の規定

による事務を円滑に行うため必要があると認めるとときは、外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長(長に代わってその職務を行う者があるときは、その者)又は港若しくは飛行場の管理者(次項において「船舶の所有者等」という)に対し、第四十六条の二の質問に関する書類の配布、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第四十六条第一項、第四十六条の八第一項、第四十

六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項又は

第四十六条の十八第一項(第四十六条の二十第二

項において読み替えて準用する場合を含む。)を

加え、同条に次の二号を加える。

四 第四十六条の十八第三項(第四十六条の二

十第二項において読み替えて準用する場合を

含む。)の規定による命令に違反した者

五 第五十一条第二項の規定による検査若しく

は集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

同項の規定による質問に対し陳述をせず、若

しくは虚偽の陳述をした者

六 第五十二条第二項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

第六十六条中「前二条」を「第六十三条から前条

まで」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十五条第一号中「第十八条、第二十一条第二

二項」を「第八条の二、第十八条、第二十一条第二

二項」に、「又は第二十五条第一項」を「第二十五

条第一項、第四項若しくは第六項、第二十六条第

二项若しくは第六項、第二十七条第一項にお

いて同じ。)の規定による質問に対し陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十六

条の二の規定による検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避した者

十三 第四十六条の三(第六十二条第一項にお

いて同じ。)の規定による質問に対し陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十六

条の二の規定による検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避した者

十四 第四十六条の二第一項(第八条の二)に、「及び第二十

五条第一項」を「第二十五条第一項、第四項及び

第六項、第二十六条第四項及び第六項、第二十八

条第二項並びに第二十八条の二第一項」に改め、

同条第二号中「第十二条の四第二項」を「第十二

条の六第二項」に改め、同条第三号中「第十四条第二

项後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第

二项又は」を「第十四条第二項若しくは第三項、第

十九条、第二十六条第二項又は」に、「第十四条第二

项後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第

二项」に改め、同条第三号中「第十四条第二

项后段若しくは第三项、第十九条、第二十六条第

二项」に改め、同条第三号中「第十四条第二</

いて準用する場合を含む。)の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第四十六条の八第二項、第四十六条の十
四、第四十六条の十五(第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第四十六条の十八第二項(第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。)、第四十六条の十九第二項の規定に違反しむ。)、第四十六条の十九第二項の規定に違反しむ。)、第四十六条の十九第二項の規定に違反しむ。)

一 第十二条の四第一項の規定に違反した者
二 第四十六条の十二第一項又は第四十六条の十三第二項の規定に違反した者

三 第四十六条の十二第三項の規定による命令に違反した者

第六十九条 第四十六条の八第三項又は第四十六条の十二第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第六章を第七章とする。

第四十七条中「第六条」を「対し、第六条第一項」に改め、「第十七条」の下に「第十七条の二第五項若しくは第六項」を加え、「若しくは第三項」を

「第三項若しくは第五項、第二十八条の二第一項に、「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、

「又は第三十四条」を「若しくは第三十四条」に、「実施すべき」を「実施し、又は家畜防疫員に第十

六条第三項の規定による措置を実施させるべき」

項に改め、「第十七条第一項」の下に「第十七条の二第五項」を加え、「これらの規定

による命令」を「第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令」に改め、同条を第五十二条

条の三とし、第五十二条の次に次の二項を加える。

第五十二条第一項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項

の次に次の二項を加える。

第六条の十一第四項、第四十六条の十
六第二項(第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第四十

二 第四十六条の十一第二項又は第四十六条の十九第一項の規定に違反した者

三 第四十六条の十一第四項、第四十六条の十
六第二項(第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

伝染病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができ。

農林水産省の職員(家畜防疫官を除く。)は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第五十二条に次の二項を加える。

第五十三条に次の二項を加える。

第五十五条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十六条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十七条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十八条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十九条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十一条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十二条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十三条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十四条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十五条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十六条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十七条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十八条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

第六十九条第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」に、「基く」を「基づく」に改める。

に関する情報について整理及び分析を行い、家畜の伝染性疾患の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のために必要な情報をインターネットの利用その他適切な方法により積極的に公表するものとする。

都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

<p>第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に、「同項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。</p>	<p>第五十九条中「家畜」を「患畜若しくは疑似患畜」に改める。</p> <p>第六十条第一項第二号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同項第八号中「二分の一」の下に「(指定家畜の焼却又は埋却に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。</p> <p>八 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用(第六号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。)の二分の一を「都道府県知事が」に、「又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産經營に重大な影響が及ぶ」を「若しくは移出の禁止若しくは制限、第三十二条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第三十四条の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をしては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の二</p> <p>二 第十六条の規定により殺された疑似患畜については、疑似患畜となる前における当該家畜伝染病の規定により殺された疑似患畜にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の一</p> <p>三 第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三条の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の一</p>
<p>第五十九条中「家畜」を「患畜若しくは疑似患畜」に改める。</p> <p>第六十条第一項第二号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同項第八号中「二分の一」の下に「(指定家畜の焼却又は埋却に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。</p> <p>八 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用(第六号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。)の二分の一を「都道府県知事が」に、「又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産經營に重大な影響が及ぶ」を「若しくは移出の禁止若しくは制限、第三十二条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第三十四条の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をしては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の二</p> <p>二 第十六条の規定により殺された疑似患畜については、疑似患畜となる前における当該家畜伝染病の規定により殺された疑似患畜にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の一</p> <p>三 第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三条の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の一</p>	<p>第六十二条の二第一項中「所有者は」の下に「、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し」を加える。</p> <p>第六十二条の三の見出し中「厚生労働大臣」の下に「及び環境大臣」を加え、同条に次の三項を加える。</p> <p>4 農林水産大臣は、第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いためこの法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、環境大臣に意見を求める、又は野生動物の監視その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>5 環境大臣は、前項の伝染性疾病が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いため家畜に当該伝染性疾病の発生又はまん延のおそれがあると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることができる。</p> <p>6 農林水産大臣及び環境大臣は、前二項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。</p>

官 報 (号 外)

第六十二条の四中「第三章」の下に「(第二十一条
第六項及び第七項を除く。)」を加え、同条を第六
十二条の五とし、第六十二条の三の次に次の二条
を加える。

連絡及協力

の長は、この法律の施行に当たつては、家畜の伝染性疾病的発生の予防又はまん延の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

三 許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

前項本文の許可を受けようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

原体による家畜伝染病が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

あるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 第四十六条の九の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項の規定による届出をし

た者(当該届出に係る同項に規定する滅菌講渡について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの六 前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出

林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次

に掲げる場合は、この限りでない。

第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者が、農林水産省令の定めるところにより、同項に規定する滅菌譲渡をするまでの間家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

二　この項本文の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）又は前号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る家畜伝

第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

二 取扱施設の位置、構造及び設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他その申請に係る家畜伝染病病原

四 第四十六条の九の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者で

に係る法人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人人が前各号のいずれかに該当するもの

官 報 (号外)

る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の所持を開始する前に、家畜伝染病発生予防規程を作成し、農林水産大臣に届け出なければならない。
2 許可所持者は、家畜伝染病発生予防規程を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
3 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、許可所持者に対し、家畜伝染病発生予防規程を変更すべき旨を命ずることができる。 (病原体取扱主任者の選任等)
第四十六条の十三 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該家畜伝染病病原体の取扱いの知識経験に関する要件として農林水産省令で定めるものを備える者たちから、病原体取扱主任者を選任しなければならない。
2 許可所持者は、病原体取扱主任者を選任したときは、農林水産省令の定めるところにより、その選任の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。これを解
任したときも、同様とする。
3 病原体取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
4 取扱施設に立ち入る者は、病原体取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは家畜伝染病発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
5 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
6 農林水産大臣は、病原体取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可所持者に対し、当該病原体取扱主任者を解任すべき旨を命ずることができる。 (教育訓練)
第四十六条の十四 許可所持者は、取扱施設に立てる家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の周知を図ることにより、家畜伝染病発生予防規程の周知を図ることにより、家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならぬ。
第七条の記帳義務
第四十六条の十五 許可所持者は、農林水産省令の定めるところにより、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬、船舶又は航空機による運搬を除く。(以下同じ)又は滅菌等をする場合においては、農林水産省令で定める技術上の基準に従つて当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。
2 農林水産大臣は、許可所持者等は、前項に規定する場合においては、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
3 農林水産大臣は、第一項の場合において、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の予防があるときは、許可所持者等に対し、当該家畜伝染病病原体の保管場所の変更、当該家畜
に関する事項その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する必要な事項を記載しなければならない。
2 前項の帳簿は、農林水産省令の定めるところにより、保存しなければならない。 (施設の基準等)
第四十六条の十六 許可所持者は、取扱施設の位置、構造及び設備を第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
2 農林水産大臣は、取扱施設の位置、構造又は設備が前項の技術上の基準に適合していないときは、許可所持者に対し、当該施設の修理又は改修その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講すべき旨を命ずることができる。 (災害時の応急措置)
第三条の十八 許可所持者等は、その所持する家畜伝染病病原体に因し、地震、火災その他災害が起つたことにより、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延した場合又は当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合には、直ちに、農林水産省令の定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。
2 農林水産大臣は、許可所持者等は、前項に規定する措置が前項の技術上の基準に適合していないときは、その者に対し、その保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又は改修等の措置を講じなければならない。
2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずべき旨を命ずることができる。

伝染病病原体の滅菌等その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講すべき旨を命ずることができる。

(届出伝染病等病原体の所持の届出)

第四十六条の十九 届出伝染病等病原体(家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病の病原体及び届出伝染病の病原体であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を所持する者は、農林水産省令の定めるところにより、その所持の開始の日から七日以内に、当該届出伝染病等病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 家畜の伝染性疾病的病原体の検査を行つている機関が、その業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合において、農林水産省令の定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持するとき。

二 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その委託に係る届出伝染病等病原体を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合

三 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場合

2 前項本文の規定による届出をした者(次条第

一項において「届出所持者」という。)は、その届出に係る事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から七日

以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。その届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなつたときも、同様とする。

(準用)

第四十六条の二十 届出所持者には、第四十六条の十五及び第四十六条の十六の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十五第一項及び第四十六条の十六第二項中「家畜伝染病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、

「家畜伝染病」とあるのは「家畜の伝染性疾病」と、同条中「取扱施設」とあるのは「届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等をする施設」と、同条第一項中「第四十六条の六第一項第

二号の」とあるのは「農林水産省令で定める」と読み替えるものとする。

2 届出伝染病等病原体を所持する者(前条第一項第三号の従業者を除く。以下同じ。)には、第四十六条の十七及び第四十六条の十八の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十

二並びに第四十六条の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「による家畜伝染病」とあるのは「に

よる家畜の伝染性疾病」と読み替えるものとする。

(事業所管大臣等に対する要請)

第四十六条の二十一 農林水産大臣は、家畜伝染病原体又は届出伝染病等病原体(以下「監視伝染病原体」という。)による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該監視伝染病原体を取り扱う事業者の事業を所管する大臣

に対し、当該事業者による監視伝染病原体の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 農林水産大臣は、監視伝染病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜の伝染性疾病に関する試験研究又は検査を行つてある機関の職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。

(適用除外)

第四十六条の二十二 第四十六条の五から前条までの規定は、次に掲げる病原体については、適用しない。

一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項(同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認を受けた医薬品に含有される場合

病原体その他これに準ずる病原体であつて家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二十項に規定する一種

病原体等、同条第二十一項に規定する二種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等(それによる家畜伝染病のまん延によ

り家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体として農林水産省令で定めるものを除く。)に該当する病原体

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日附則第十条第四項及び第二十条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定(第十二条の四)を第十二条の七に、「第

三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分及び「第六十二条の二」を「第六十二条の六」に改める部分及び「第六十二条の二」の改正規定、第二章に一条を加える改正規定、第三章に二条を加える改正規定、第十二条の二を第五十二条の二と第五十二条の三とし、第五十二条の次に二

二の改正規定、第二章に一条を加える改正規定、第五十二条の二を第五十二条の三とする改正規定、第五十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を加える改正規定(第六十条の三に係る部分に限る)、第六十二条の二の改正規定、第六十二条の三の改正規定、第五十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第五十二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の三とする改正規定並びに附則

所持している者は、新法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等とみなして、新法第四十六条の十八の規定を適用する。

第八条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定に違反した者

二 前条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項及び前条第五項において準用する新法第四十六条の十七第二項の規定による命令に違反した者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。

(届出伝染病等病原体の所持に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に新法第四十六条この法律の施行の際現に新法第四十六条の十九第一項に規定する届出伝染病等病原体(新法第四十六条の二十二各号に掲げる病原体を除く。以下この項において「届出伝染病等病原体」という。)を所持している者は、新法第四十六条の十九第一項本文の規定にかかるらず、同項本文の農林水産省令の定めるところにより、施行日から七日を経過するまでの間(第一号において「猶予期間」という。)に、当該届出伝染病等病原体を所持している場合

2 前項の規定によりされた届出は、新法第四十六条の十九第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

(手当金の交付等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧法第二条第二項に規定する患畜又は疑似患畜となつた家畜、旧法第六条第一項、第三十一条第一項又は第四十六条第二項若しくは第三項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つたためこの法律の施行前に死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児及び旧法第三十三条(同条第一項ただし書の場合を除く。第三項第三号において同じ。)の規定によりこの法律の施行前に焼却し、又は埋却した物品に係る旧法第五十八条第一項の規定による手当金の交付については、なお従前の例による。

2 新法第五十八条第二項の規定は、新法第十六条の規定によりこの法律の施行後に殺された患畜及び疑似患畜並びに新法第二十二条(同条第一項ただし書の場合を除く。)の規定によりこの法律の施行後に焼却し、又は埋却した物品について適用する。

3 前項の規定にかかるとならない家畜又は物品の所有者に対し、この法律の施行前においても、同項の規定の例により、特別手当金を交付することができる。この場合において、同項の規定の例により交付された特別手当金は、同項の規定により交付された特別手当金とみなす。

4 国は、前項の規定により新法第五十八条第二項の規定の適用を受けることとなる家畜又は物品の所有者に対し、この法律の施行前においても、同項の規定の例により交付された特別手当金は、同項の規定により交付された特別手当金とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却したニューカッスル病(新法第二条第一項又は表二十六の項の農林水産省令で定めるニューカッスル病に相当するもの以外のものに限る。

官 報 (号外)

掲げる公害防止対策事業で旧法第三条の規定の適用を受けるものについて必要な経費の財源に充てるため起した地方債であつて平成二十二年度以前の年度に発行について同意又は許可を得たものについては旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)

第三条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において」を削る。

両院協議会報告書

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

右については、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十三年三月二十九日

平成二十三年度一般会計
予算外二件両院協議会

参議院議員議長 林 芳正

参議院議長 西岡 武夫殿

平成二十三年三月二十九日 参議院会議録第八号

両院協議会報告書 投票者氏名

	投票者氏名		
	平成二十三年度一般会計予算	平成二十三年度特別会計予算	平成二十三年度政府関係機関予算
	賛成者(白色票)氏名	一〇九名	
	足立 信也君	相原久美子君	
	有田 芳生君	池口 修次君	
	石井 一君	石橋 通宏君	
	一川 保夫君	岩本 司君	
	江崎 孝君	梅村 聰君	
	植松恵美子君	小川 敏夫君	
	小川 勝也君	江田 五月君	
	尾立 源幸君	大石 尚子君	
	大河原雅子君	大久保 勉君	
	大塚 耕平君	大久保潔重君	
	岡崎トミ子君	大島九州男君	
	加藤 敏幸君	大野 元裕君	
	金子 恵美君	大野 健一郎君	
	神本美恵子君	西村まさみ君	
	川上 義博君	羽田雄一郎君	
	北澤 俊美君	中谷 智司君	
	小西 洋之君	長浜 博行君	
	小見山幸治君	西村まさみ君	
	行田 邦子君	平野 達男君	
	佐藤 公治君	平山 誠君	
	奥石 東君	平山 健二君	
	芝 斎藤 今野 東君	平山 幸司君	
	芝 斎藤 今野 東君	平山 幸司君	
	博一君 嘉隆君	平山 幸司君	

	主賓		
	鈴木 寛君	了君	安井美沙子君
	田中 直紀君	田城 郁君	柳田 稔君
	武内 則男君	高橋 千秋君	横峯 良郎君
	辻 泰弘君	谷 博之君	吉川 沙織君
	徳永 工リ君	谷岡 郁子君	米長 晴信君
	轟木 利治君	津田弥太郎君	亀井亞紀子君
	那谷屋正義君	森田 高君	蓮 航君
	中谷 智司君	外山 斎君	自見庄三郎君
	長浜 博行君	友近 聰朗君	
	西村まさみ君	直嶋 正行君	
	白 真勲君	中村 哲治君	
	姫井由美子君	羽田雄一郎君	
	平野 達男君	難波 瑛二君	
	岡崎トミ子君	大島九州男君	
	加藤 敏幸君	大久保 勉君	
	金子 恵美君	大久保潔重君	
	神本美恵子君	大塚 耕平君	
	川上 義博君	岡崎トミ子君	
	北澤 俊美君	加藤 敏幸君	
	小西 洋之君	金子 恵美君	
	小見山幸治君	神本美恵子君	
	行田 邦子君	川上 義博君	
	佐藤 公治君	北澤 俊美君	
	奥石 東君	小西 洋之君	
	芝 斎藤 今野 東君	小見山幸治君	
	博一君 嘉隆君	行田 邦子君	

	反対者(青色票)氏名		
	愛知 治郎君	青木 一彦君	一三三名
	赤石 清美君	有村 治子君	
	石井 準一君	磯崎 仁彦君	
	石井 みどり君	石井 浩郎君	
	石井 準一君	猪口 邦子君	
	石井 みどり君	岩城 光英君	
	磯崎 陽輔君	上野 通子君	
	岩井 茂樹君	大家 敏志君	
	岩井 茂樹君	岸 宏一君	
	岡田 直樹君	岡田 広君	
	岡田 直樹君	片山さつき君	
	岡田 直樹君	川口 順子君	
	岡田 直樹君	佐藤 憲次君	
	岡田 直樹君	佐藤 信介君	
	岡田 直樹君	佐藤 信秋君	
	柳澤 光美君	柳澤 光美君	
	柳田 稔君	山根 隆治君	
	横峯 良郎君	吉川 沙織君	
	蓮 航君	蓮 航君	
	自見庄三郎君	自見庄三郎君	

平成二十三年三月二十九日

參議院會議錄第八号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十三年三月二十九日

參議院會議錄第八號

投票者氏名

官報(号外)

均及び納付すべきであった国民年金保険料総額の平均を示されたい。

二 運用三号の適用による年金受給額の増額について

一のサンプル調査に基づき、運用三号が適用されることで、その者の将来の年金受給額は平均で年間いくら増額されるのか示されたい。

三 運用三号の適用対象人数の確定と年金受給額の増額に要する費用の総額について

運用三号の適用対象人数について、答弁書では「人数については把握していないが、（中略）」とある。細川厚生労働大臣は「當時知らなかつた旨の答弁をしておる。細川厚生労働大臣に運用三号の課長通知についての報告があつたのはいつか。また、今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」と答弁している。政府の見解如何。

七 運用三号制度の検討経過について

平成二十二年三月二十九日の年金記録回復委員会に案が提示されてから、同年十二月十五日に課長通知を発出するまでの間、厚生労働省内外では運用三号制度についてどのように検討されてきたか。その検討経過を示されたい。

右質問する。

六について

細川厚生労働大臣に対し、通知に係る報告が行われたのは、平成二十三年一月下旬である。通知に係る取扱い（以下「本件取扱い」という。）については、平成二十二年三月に、厚生労働省の年金記録回復委員会の助言を受け、当時の厚生労働大臣が、その大枠を決定したものであり、「今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」との御指摘は当たらない。

七について

厚生労働省及び日本年金機構においては、平成二十二年三月二十九日以降、本件取扱いに係る実施要領の作成等、本件取扱いの実施に向けた準備作業を進め、当該準備作業が終了したことを示されたい。

五 運用三号制度が年金財政に与える影響について

政府は、運用三号の課長通知発出以前に、運用三号制度が年金財政に与える影響について検

討したのか。検討したのであれば、検討内容を示されたい。

六 運用三号の課長通知についての大臣への報告について

運用三号の課長通知について、細川厚生労働大臣は「當時知らなかつた旨の答弁をしておる。細川厚生労働大臣に運用三号の課長通知についての報告があつたのはいつか。また、今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」と答弁している。細川厚生労働大臣に運用三号の課長通知についての報告があつたのはいつか。また、今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」と答弁している。政府の見解如何。

付けて、「第三号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第一号被保険者期間であつたことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成二十二年十二月十五日付け年管企発一二一五第二号・年管管発一二一五第一号厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長連名通知。以下「通知」という。）を廃止し、今後、第三号被保険者の記録不整合問題についての抜本改善策に関する検討を行うこととしている。通知の発出以前に御指摘の年金財政に与える影響について、具体的な影響額の検討は行っていないが、今後、当該改善策の検討を行っていきたい。

会において、通知の案文を提示し、平成二十三年一月一日から本件取扱いを実施する予定であること等を説明し、同委員会の審議の結果を踏まえ、平成二十二年十二月十五日に通知を発出したものである。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月九日

参議院議長 西岡 武夫殿

藤井 基之

六について

細川厚生労働大臣に対し、通知に係る報告が行われたのは、平成二十三年一月下旬である。通知に係る取扱い（以下「本件取扱い」という。）については、平成二十二年三月に、厚生労働省の年金記録回復委員会の助言を受け、当時の厚生労働大臣が、その大枠を決定したものであり、「今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」との御指摘は当たらない。

七について

厚生労働省及び日本年金機構においては、平成二十二年三月二十九日以降、本件取扱いに係る実施要領の作成等、本件取扱いの実施に向けた準備作業を進め、当該準備作業が終了したことを示されたい。

五 運用三号制度が年金財政に与える影響について

政府は、運用三号の課長通知発出以前に、運用三号制度が年金財政に与える影響について検

討したのか。検討したのであれば、検討内容を示されたい。

六 運用三号の課長通知についての大臣への報告について

運用三号の課長通知について、細川厚生労働大臣は「當時知らなかつた旨の答弁をしておる。細川厚生労働大臣に運用三号の課長通知についての報告があつたのはいつか。また、今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」と答弁している。細川厚生労働大臣に運用三号の課長通知についての報告があつたのはいつか。また、今回の一連の問題は政治主導と相反するものである」と答弁している。政府の見解如何。

七について

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月九日

参議院議長 西岡 武夫殿

藤井 基之

八について

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書

政府は、新型インフルエンザ対策行動計画に従つて、抗インフルエンザウイルス薬を国及び都道府県に備蓄することとし、厚生労働省の発表によれば、平成二十三年一月末時点で約六千四十万人分を確保していると聞いている。

九について

平成二十一年五月には、我が国においても新型インフルエンザ（H1N1）が発生し、政府は、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給のための対策を講じてきていると承知している。

そこで、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通等に関する質問です。

一 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、いくらで買い上げられているのか示されたい。

二 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、どのような場合に、いくらで、どの機関に、どのような方法で払い出されるのか示されたい。

国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、タミフル及びリレンザである。

三 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、平成二十一年四月以来、払い出されたことはあるのか。あるとすれば、払い出された数量、払い出された価格を示されたい。

四 新型インフルエンザ対策行動計画に従つて行われた、国及び都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の買い上げ、保管等に関する予算額及び決算額について年度ごとに示されたい。

五 タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県が備蓄することとなるのか、今後の方針を示されたい。

右質問する。

参議院議員藤井基之君提出抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問に対する答弁書

対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問に対する答弁書

薬については、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量が一定量以下になつた都道府県から要請を受けた場合に売却することとしており、具体的には、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出方法等について」(平成十九年九月二十八日付け医政経発第〇九二八〇〇三号・健感発第〇九二八〇〇三号厚生労働省医政局経済課長及び健康局結核感染症課長連名通知)において、売却時ににおけるタミフル又はリレンザの薬価を基に、卸業者の販売費及び一般管理費等を勘案して決定した価格で、あらかじめ選定した都道府県の幹事卸業者に対し売却することとしている。

都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、都道府県が、地域医師会関係者、地域薬剤師会関係者、卸売販売業者、学識経験者、保健所職員等から構成される抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し、その売却方法等について取り決めることとされているところであるが、その詳細については把握していない。

また、国の抗インフルエンザウイルス薬の保管に係る予算額及び決算額は、平成十七年度は、零円及び約百万円、平成十八年度は、約四百万円及び約千九百万円、平成十九年度は、約四千万円及び約五千万円、平成二十年度は、約六千八百万円及び約七千万円、平成二十一年度は、約一億三千六百万円及び約六千八百万円である。

平成二十一年四月以後、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を売却したことはない。

また、平成二十一年四月以後、都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を売却したことはない。

蓄している抗インフルエンザウイルス薬を売却したか否かについては把握していない。

四について

國の抗インフルエンザウイルス薬の購入に係る予算額及び決算額は、平成十七年度は、約百六十億六千七百万円及び約五十六億千三百万円及び約二百五十九億六千四百万円、平成十九年度は、約二十一億七千五百万円及び約二十七億千八百五十億円、平成二十一年度は、約三百八十五億七千四百万円及び約百五十四億二千九百万円、平成二十一年度は、零円及び約四千四百万円であるが、決算額は現時点で未確定である。なお、平成二十一年度の予算額が零円であるのは、前年度の予算を繰り越して使用したためである。

また、國の抗インフルエンザウイルス薬の保管に係る予算額及び決算額は、平成十七年度は、零円及び約百万円、平成十八年度は、約四百万円及び約千九百万円、平成十九年度は、約四千万円及び約五千万円、平成二十一年度は、約六千八百万円及び約七千万円、平成二十一年度は、約一億三千六百万円及び約六千八百万円であるが、決算額は現時点で未確定である。なお、平成十七年度の予算額は零円であるが、同年度の保管のための経費は予算上計上しておらず、

平成二十三年三月二十五日
内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

官報(号外)

他の経費から充当したところである。

都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の購入及び保管等に係る予算額及び決算額については把握していない。

五について

現在、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けている抗インフルエンザウイルス薬としては、タミフル及びリレンザ以外に、イナビル及びラピアクタがある。これらの抗インフルエンザウイルス薬を国及び都道府県が備蓄することについては、これらの使用期限が、タミフル及びリレンザと比較して短いこと等を踏まえつつ、今後、必要に応じ検討してまいりたい。

輸入新型インフルエンザワクチン等の流通等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年三月九日

藤井 基之

参議院議長 西岡 武夫殿

輸入新型インフルエンザワクチン等の流通等に関する質問主意書
平成二十三年二月十九日

平成二十三年二月十八日、「新型インフルエンザワクチンの流通等に関する質問主意書」(第百七

十七回国会質問第五三号。平成二十三年二月九日

提出)に対する答弁書(内閣參賀一七七第五三号)を受領したところであるが、流通実態の更なる透明性を確保する観点から、今回は緊急輸入を行つた新型インフルエンザワクチン(以下「輸入ワクチン」という。)を中心に、その流通状況等について、以下のとおり質問する。

一 輸入ワクチンについては、薬事法における特例承認がされたと承知しているが、当該ワクチ

ンを含め、これまでに特例承認された医薬品名と特例承認された理由について説明されたい。

二 昨シーズンにおいて、新型インフルエンザワクチンはすべて国が買い上げ、流通も国の管理のもとに実施された。前述の答弁書に基づいて

計算すると、国は国内で製造された新型インフルエンザワクチン(以下「国産ワクチン」といふ。)を五千三百八十八万五千回分、輸入ワクチンを六千六百九十三万九千百四十九回分買い上げたということになる。国は、輸入ワクチン及び国産ワクチンをそれぞれ一回分当たりいくらで買い上げたのか、製剤(十ミリリットルバイアル、一ミリリットルバイアル、〇・五ミリリットルシリング、六ミリリットルバイアル、二・五ミリリットルバイアル)別に示された

い。

三 輸入ワクチンについて、国は、いつ、どの販社に対し、どれだけの数量を、いくらで払い

出したのか示されたい。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員藤井基之君提出輸入新型インフルエンザワクチン等の流通等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四 輸入ワクチンについては、医療機関に約七千回分、金額にして約八百万円分が供給されたと承知している。輸入ワクチンは使用されたのか。使用されたのであれば使用数量を示されたい。また、輸入ワクチンは国産ワクチンと同様に医療機関の在庫について回収が行われたのか。回収されたのであれば、どの機関が、どれだけの数量を、いくらで回収したのか示されたい。

五 平成二十二年度の新型インフルエンザワクチン接種事業においては、季節性インフルエンザと新型インフルエンザA(H1N1)を含む、いわゆる「三価ワクチン」で対応し、新型インフルエンザワクチンのみの「一価ワクチン」希望者は、備蓄ワクチンで対応していると承知している。備蓄されている「一価ワクチン」は、今シーズン供給されたのか。供給されたのであれば、数量を示されたい。また、現在在庫となつている輸入ワクチンの数量について、直近の数字を示されたい。

一について
これまでに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が特例承認を行つた医薬品は、アレバランリックス(H1N1)筋注及び乳濁細胞培養A型インフルエンザH1ワクチンH1N1「ノバルテイス」筋注用の一品目である。

これら二品目の特例承認を行つた理由は、当該二品目が対象としている新型インフルエンザ(A/H1N1)は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものであつては流通価格を国が定めていないが、その理由を示されたい。

右質問する。
六 昨シーズンと同様に国実施の接種事業であるにもかかわらず、いわゆる「三価ワクチン」については流通価格を国が定めていないが、その理由を示されたい。

官 報 (号 外)

に必要な数量を確保できないため、当該二品目の使用以外に適当な方法がないこと、また、アダルタにおいて、乳濁細胞培養A型インフルエンザウイルス（H1N1）筋注にあつてはカナル点滴においてはドイツにおいて既に承認されており、当該二品目は、その用途に関して、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している外国において、販売等することが認められている医薬品であると考えられる」とから、当該二品目は薬事法第十四条の三第一項各号のいずれにも該当するものであると判断したものである。

の競争上の地位を害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

を四箱、株式会社スズケンに対し、一七回分を七箱及び五〇回分を三箱、東邦薬品株式会社に対し、一七回分を三箱及び五〇回分を五箱、株式会社メディセオに対し、五〇回分を十一箱、同月二十九日に、株式会社ケーイングスキーに対し、五〇回分を二箱、株式会社スズケンに対し、一七回分を二箱、株式会社モロオに対し、五〇回分を一箱、同年七月六日に、株式会社アステムに対し、五〇回分を一箱、アルフレッサ株式会社に対し、一七回分を七箱及び五〇回分を八箱、株式会社ケーイングスキーに対し、五〇回分を一箱、四国薬業株式会社に対し、五〇回分を三箱、株式会社翔薬に対し、五〇回分を二箱、株式会社スズケンに対し、一七回分を三箱及び五〇回分を二十箱、東邦薬品株式会社に対し、一七回分を一箱及び五〇回分を九箱、富田薬品株式会社に対し、五〇回分を一箱、株式会社バイタルネットに対し、一七回分を四箱及び五〇回分を三箱、株式会社ぼくやくに対し、五〇回分を九箱、株式会社メディセオに対し、一七回分を二箱及び五〇回分を一五箱、株式会社モロオに対し、一七回分を二箱、株式会社翔薬に対し、五〇回分を二箱、に、株式会社アステムに対し、五〇回分を一箱、アルフレッサ株式会社に対し、五〇回分を一箱、株式会社スズケンに対し、五〇回分を六箱、東邦薬品株式会社に対し、五〇回分を一箱、富田薬品株式会社に対し、五〇回分を一箱、株式会

モロオに對し、五〇回分を二箱、平成二十三年一月一二日に、アルフレッサ株式会社に對し、五〇回分を二箱、岡野薬品株式会社に對し、五〇回分を一箱、株式会社ケー工スケーに對し、五〇回分を六箱、株式会社スズケンに對し、五〇回分を一箱、鍋林株式会社に對し、五〇回分を一箱、株式会社メディセオに對し、五〇回分を九箱、株式会社モロオに對し、五〇回分を一箱、同年三月四日に、アルフレッサ株式会社に對し、五〇回分を一箱、株式会社スズケンに對し、五〇回分を一箱、中北薬品株式会社に對し、五〇回分を一箱、株式会社バイタルネットに對し、五〇回分を一箱、株式会社メディセオに對し、五〇回分を二箱、それぞれ売却した。

売却価格は、一七回分が一万四千六百六十三円、一七〇回分が十四万六千六百三十五円、五〇回分が平成二十二年九月三十日までは四万三千百二十五円、同年十月一日以降は二万四千六百五十円である。

について

お尋ねの輸入ワクチンの使用数量について
は、厚生労働省として全てを把握しているわけ
ではないが、報告のあつた都道府県の使用数量
を合計すると、平成二十二年十一月三十一日ま
でに千五十六回分接種されている。また、輸入
ワクチンについては、国産ワクチンのような買

医薬品の添付文書により接種医等に提供されており、教育機関で接種を行う場合であつても接種医等が必要な情報を把握し、ワクチン接種が円滑に行われているものと認識している。

なお、現時点では、一回目接種後、最長六・四年間までの予防効果が持続することが確認されているものであり、御指摘のように「六・四年間の持続効果しかない」ものではない。

やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年三月十日

参議院議長 浜田 昌良

やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問主意書

近年、景気の回復が進まない中で、中小企業の資金繰りもいまだ厳しいままである。特に、やむを得ず税金を滞納しなければならなくなつた企業については、金融機関から融資を受けることが非常に困難となり、苦境に陥っているとの報道等もしばしば見受けられる。例えば、平成二十二年十二月二日付けの毎日新聞では、材料価格の高騰で

資金繰りが悪化し、消費税を滞納した企業が、銀行からの新規融資を止められている等の事例が報じられている。

国税庁の統計によれば、消費税の整理中の滞納件数(その年度の新規発生滞納及び前年度からの繰り越された滞納のうち、滞納整理が済んでいないもの)については、平成十九年度で約百三十六万二千件、平成二十年度で約百四十万二千件、平成二十一年度で約百四十四万五千件と把握している。国税の滞納に占める消費税の滞納の割合は高い状況にあり、改善の兆しが見えない。この多くは、平成十九年夏ごろからのサブプライム住宅ローン危機、平成二十年九月のリーマンショックに端を発する世界金融危機等により、苦境に陥っている中小企業等がやむを得ず滞納しているものではないかと推察される。こうした企業に対する金融機関の融資判断について、可能な限り弾力化する必要があるのではないかと考える。

そこで、以下質問する。

やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問主意書

一 平成十九年度から平成二十一年度の消費税の滞納状況を見ると、整理中の滞納税額は減つている一方で、整理中の滞納件数が増えている。これは故意の巨額な税の滞納というより、やむを得ず小額な税の滞納をしている者が増えていふとも考えられるが、政府はどう認識しているのか。

4 納税の猶予及び換価の猶予は、国税通則法第四十六条、国税徴収法第二百五十五条に基づき、原則一年以内の期間認められており、やむを得ない場合は、さらに一年間(二年を超

に対する、国税通則法第四十六条に基づく納税の猶予を受けた人数は、三百十二人などまつてある。一方、国税徴収法第二百五十五条に基づく換価の猶予を受けた人数は、約十九万八千人となつていて。

1 国税滞納者数に比較して、納税の猶予を受けた人が非常に少ないのでないかと思われるが、その理由は何か。

2 換価の猶予は、納税の猶予とは異なり、滞納処分手續が既に進行していることを前提としている。納税者の立場に立つた場合、換価の猶予を受けることにより、納税の猶予の許可を受けた場合と比較して、金融機関に対する信用が低下し、融資等が受けにくくなるのではないかと懸念する。換価の猶予を受けた企業に対する金融機関の融資の実態について、政府はどのように把握しているのか。

3 納税の猶予や、換価の猶予の許可を受けて分割納付を行つている場合には、単に滞納しているものではないことから、少なくとも、これらの場合は、金融機関では返済見込みがあるものとして融資を継続すべきものと考えるが、政府の見解如何。

4 納税の猶予及び換価の猶予は、国税通則法第二十一年五月二十六日の衆議院財務金融委員会では、日本政策金融公庫の安居総裁が、「税金だとかあるいは公共料金だけでどうこうといふことはございません」と答弁しているが、各現場ではその答弁のとおりに実行されていないのではないか。単に税金の滞納という事実だけ

えない)延長できることになつていて。

この制度についても、納税の猶予を積極的に活用するように改めるとともに、進まない景気回復、中小企業金融との関連を踏まえ、さらなる期間の延長や運用面での弾力的な措置を講じていく必要があるのでないかと考

えるが、政府の見解如何。

三 日本政策金融公庫の中小企業等向け貸付の中には、小規模事業者経営改善資金融資(マル経)やセーフティネット貸付のように、消費税を除いた所得税、事業税等の義務納税額をすべて完納していることや一年以内に完納する目途がある。中小企業が厳しい状況に置かれている現状に鑑み、例えば経済情勢が好転するまでならば融資の対象となる等の要件をあげているものもある。中小企業が厳しい状況に置かれている現状に鑑み、例えば経済情勢が好転するまで

で判断せず、必要な資金を融通することが政府系金融機関の役割ではないかと考えるが、政府の見解如何。

五 民間金融機関については、貸倒れの発生が収益減少や自己資本比率低下につながることから、税金の滞納を厳しく見ていることが推察される。例えば、かつて東京税理士会が緊急要望を行つた「税金滞納分を納付するための融資に付ける信用保証の枠を設けるなどの方策により、民間金融機関が融資に応じやすくする仕組みをつくるべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出やむを得ず税を滞納

した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資

判断弾力化に関する質問に対する答弁書
について
お尋ねについては、納税者が消費税を滞納す

る要因は、景気の状況や納税者個々の事業の状態等、様々な事情によると考えられる。

二の1について

国税は、その納付の期限内に自主的に納付さ

れるべきものであり、期限内に納付されない場合は、原則として滞納処分が執行されることとなる。

しかしながら、納税者の実情によっては、滞納処分を執行することが妥当でない場合があるため、納税者個々の実情に即して国税の徴収を緩和し、彈力的な扱いをする目的として、納税の猶予(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十六条第二項及び第三項並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の四の二第一項及び第六十

八条の八十八の二第二項の規定による納税の猶予をいう。以下同じ)、換価の猶予(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百五十一

条の規定による換価の猶予をいう。以下同じ)等の猶予制度が設けられているところである。

二の3について
納税の猶予、換価の猶予等の猶予制度の適用を受けて分割納付を行つている者に対し、金融機関が融資を継続すべきかどうかについては、

国税庁としては、納税の猶予、換価の猶予等の猶予制度の適用に当たつては、個々の納税者について、法令に定められた要件に該当するか否かを調査した上で適正に処理しているところである。

なお、国税庁においては、平成二十一年七月から平成二十二年六月までの一年間において、

納税の猶予を三百十二回、換価の猶予等を十九

万八千四百六十七回行うなど、法令の規定に基づき、納税者個々の実情に即して、これらの猶予制度を適正に適用しているところである。

二の2について

金融庁においては、お尋ねの換価の猶予を受けた企業に限定した融資の実態は把握していないが、事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者から、当該債務の弁済に支障を生じる等により当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みが金融機関にあつた場合には、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号。以下「中小企業金融円滑化法」という)第八条第一項に基づき、中小企業者の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置等について、当該金融機関から定期的に報告を受けているところである。

二の4について
株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいう)の小規模事業者経営改善資金融資(マル経)制度は、納期限の到来している所得税(事業税)等を全て完納していること等の要件を満たしていることを前提として、経営改善に資する資金の融資を行うため、金利引下げ等の措置を講じているものである。御指摘のような柔軟な対応をすることは妥当かどうかは、このような制度の趣旨を踏まえ、検討してまいりたい。また、公庫のセーフティネット貸付制度は、税金の完納を貸付けの要件とはしておらず、公庫は、中小企業者等に対し、柔軟な対応等に努めていると承知している。

の猶予制度の適用に当たつては、個々の納税者について、法令に定められた要件に該当するか否かを調査した上で適正に処理しているところである。

また、納税の猶予のうち国税通則法第四十六条第二項及び第三項の規定による猶予又は換価の猶予を行つた場合において、猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、

法令で定められた範囲内でその期間の延長を行つているところであり、引き続き、法令の規定に基づき、納税者個々の実情に即して適切に対応してまいりたい。

三について

三の4について
株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいう)の小規模事業者経営改善資金融資(マル経)制度は、納期限の到来している所得税(事業税)等を全て完納していること等の要件を満たしていることを前提として、経営改善に資する資金の融資を行つたため、金利引下げ等の措置を講じているものである。御指摘のような柔軟な対応をすることは妥当かどうかは、このような制度の趣旨を踏まえ、検討してまいりたい。また、公庫のセーフティネット貸付制度は、税金の完納を貸付けの要件とはしておらず、公庫は、中小企業者等に対し、柔軟な対応等に努めていると承知している。

現在、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)別の親族里親への委託件数は、最高二十件から最低零件までとなつていて、このように都道府県等の間ににおいて委託件数の差が見られるのは、都道府県等によって委託の推進のための取組が異なること、児童やその家庭の状況が異なること等によるものと認識している。

厚生労働省としては、これまで、「里親制度の運営について」(平成十四年九月五日雇児発第〇九〇五〇〇二号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営通知」という。)により、都道府県等に対し親族里親制度の周知を図るよう依頼してきているところであるが、その一層の周知を図るために、現在作成中の「里親委託ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、児童相談所は、相談者が親族里親制度を利用することが可能と見込まれるときは、同制度について適切に説明を行う必要がある旨を記載することとしており、ガイドライン作成後、できるだけ速やかに都道府県等に周知することとしている。

二について

親族里親制度は、児童を現に監護していた両親等を除く三親等内の親族が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定に基づく当該児童の扶養義務者である場合であつて

も、当該親族に当該児童の養育を委ねた場合、当該親族が経済的に困窮する等のため当該児童を養育することが困難となる場合において、当該児童を児童福祉施設に入所させて養育するよりも家庭的な環境の中で養育する方が当該児童の福祉の観点から適当な場合に、当該児童の養育を都道府県等が親族里親へ委託する制度である。厚生労働省としては、これまで、このような親族里親制度の趣旨について運営通知により周知を図ってきたところであるが、その一層の周知を図るために、現在作成中のガイドラインにおいて記載し、都道府県等に周知することとしている。

三について

厚生労働省としては、現在作成中のガイドラインにおいて、親族里親の要件について定める児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の三十三第二項第一号に規定する「拘禁等の状態となつたこと」に、疾病による入院等の状態となつたことも含まれる旨を記載し、これを都道府県等に通知することとしているが、同号の規定を改正し、当該要件の明確化を図ることについても、併せて検討してまいりたい。

四について

御指摘の公的年金と児童扶養手当の併給調整の在り方の検討については、重要な課題と認識

しており、児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四十号)附則第五条の規定に基づき、同法の施行後三年を目途として、児童扶養手当制度を含め、母子家庭等に対する支援施策の在り方について検討を行う中で、これを行ってまいりたい。

官 報 (号 外)

第明治
三十五年三月三十日
種郵便物認可

平成二十三年二月二十九日

參議院會議錄第八号

四〇

發行所
二東京市
獨立番四都○五
行政另港区八四
法人國立門二五
印刷局丁目

電 話
03
(3587)
4294

定 価
(本体 本号一部
二二二〇円
二二〇円)